

「令和6年度モニタリング方針」の構成

1 策定目的

事業期間を通じて定例的に行うモニタリング事項に加え、特に当該年度に重点的にモニタリングする事項（業務項目、手段、着眼点、スケジュール）を切り出して、関係者全員で共有することで、時機に合った効果的なモニタリングを展開する

2 モニタリング方針のターゲット

定例の承認・確認プロセスの中でモニタリングする事項とは別に、以下のモニタリングを行う

① 当該年度までに取組実績のある業務の課題を踏まえたもの

② 当該年度からの新規業務や新たな局面を迎える業務に対するもの

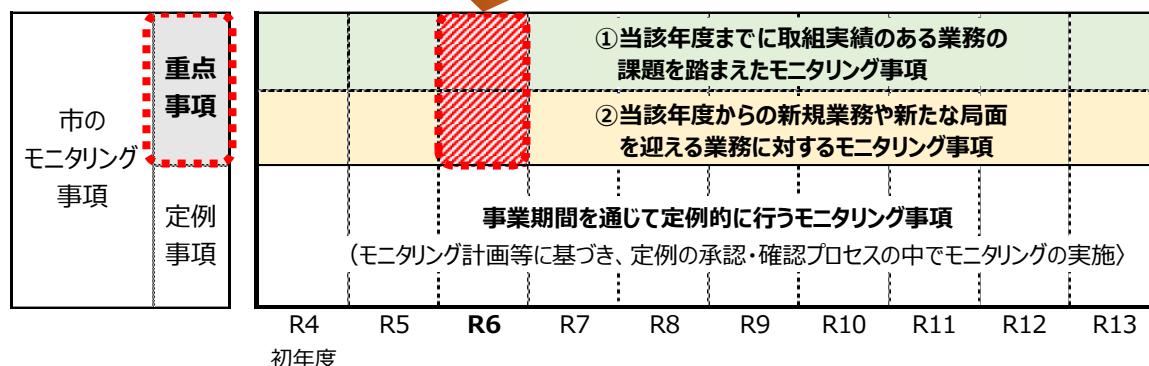
令和6年度モニタリング方針の要素

令和5年度までのモニタリング実施状況

- モニタリング等を通じて明らかになった課題の改善状況等を確認
(個々の課題解消だけでなく、同種の課題が生じないような仕組みの構築)

令和6年度事業計画書での主要施策

- 新規業務や新たな局面を迎える業務の適正な履行等を確認
(課題等があった場合は、次年度以降に①として改善状況等を確認)



(参考)

運営権者の運営方針※	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期
運営権者の運営方針※	承継業務、基本業務の整理による円滑な事業運営と着実な業務遂行 など	業務知識・ノウハウの形式知化とICTツール等を活用した業務改善 など	コスト最適化による継続的事業運営ができる体制の確立、事業運営で蓄積される知見を引継ぎ可能に体系化 など

※全体事業計画書(2022-2031) 表1より抜粋

- 追加の実地での確認を行う等により、その裏付けや根拠について確認する事項
- 定例で想定している承認・確認範囲に加え、追加で確認する事項